

13. 宮崎大学体育施設使用要項

平成16年4月1日
制 定

改正 平成22年9月22日 平成31年4月26日
令和3年3月25日 令和4年9月30日

(趣旨)

第1条 この要項は、宮崎大学体育施設（以下「体育施設」という。）の使用について、国立大学法人宮崎大学固定資産管理規程及び国立大学法人宮崎大学固定資産貸付事務取扱細則に定めるもののほか、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要項で体育施設とは、スポーツ・保健体育に関する教育・研究及び学生の課外活動に供するために設置した施設をいう。

(施設)

第3条 体育施設は、別表のとおりとする。

(使用目的)

第4条 体育施設の使用目的は、スポーツ・保健体育に関する教育・研究、学校行事及び学生の課外活動のほか、教職員その他のスポーツ・体育活動とする。

(使用順位)

第5条 体育施設使用の順位は、原則として次の各号に定めるとおりとする。

- (1) スポーツ・保健体育に関する教育・研究
- (2) 学校行事
- (3) 学生のスポーツ・体育団体の課外体育活動
- (4) 前号以外の学生の課外体育活動及び教職員の体育活動
- (5) その他学長が必要と認めるもの

(使用時間等)

第6条 体育施設の使用時間は、原則として午前8時30分から午後9時までとする。ただし、12月29日から1月3日までの使用は禁止する。

2 前項の規定にかかわらず、水泳プールの使用時間は、原則として午前8時30分から日没までとし、使用期間は6月1日から9月30日までとする。ただし、第5条第3号に規定する学生のスポーツ・体育団体の課外活動の使用については、4月1日から9月30日までとする。

3 第1項及び第2項の規定にかかわらず、学長が特に必要があると認めた場合は、使用時間を変更し、又は禁止期間内であっても使用させることがある。

(使用手続)

第7条 体育施設の使用手続は、次の各号の定めるところによる。

- (1) 第5条第1号の規定により体育施設を使用する場合は、使用日の3週間前までに学長に届け出るものとするが、他に使用予定がないときは、随時使用することができる。ただし、正課の授業については、使用手続の必要はない。
 - (2) 第5条第2号の規定により体育施設を使用する場合は、関係部局で協議の上、使用計画書（様式第1号）を作成し、あらかじめ学長に提出するものとする。
 - (3) 第5条第3号の規定により体育施設を使用するスポーツ・体育団体は、体育施設使用願（様式第2号）を前年度2月末日までに学長に提出し、使用許可書（様式第3号）の交付を受けなければならない。
 - (4) 第5条第4号又は第5号の規定により体育施設を使用する者は、体育施設使用願（様式第4号）を使用予定の7日前までに学長に提出し、使用許可書（様式第3号）の交付を受けなければならない。
- 2 学生又は教職員が、短時間使用する場合は、体育施設の使用予定がないときに限り、随時使用させることができる。

(使用の中止)

第8条 体育施設の使用を許可された者が、使用を中止しようとするときは、速やかに学長に届け出なければならない。

(転貸の禁止)

第9条 体育施設の使用を許可された者は、他の者に一部又は全部を転貸してはならない。

(使用許可の取消)

第10条 体育施設の使用許可後において、次の各号の一つに該当する場合は、学長が使用許可を取消し、又は使用の停止を命ずることがある。

- (1) 使用を許可された際の使用目的に違反し、又は使用許可についての条件を履行しないとき。
- (2) 使用願に虚偽の記載があったとき。
- (3) 特に必要があると認めたとき。

(使用の特例)

第11条 本学以外の者の体育施設使用については、第5条に規定する使用に支障を来さない場合に限り、国立大学法人宮崎大学固定資産貸付事務取扱細則の定めるところにより使用させることができる。

(使用上の遵守事項)

第12条 体育施設を使用する者は、この要項に定めるもののほか、別に定める体育施設使用心得を遵守しなければならない。

(損害の弁償)

第13条 体育施設を使用する者が、故意又は過失により、施設・設備を損傷又は滅失した場合は、その原状回復に必要な経費を弁償しなければならない。

(体育施設の事務)

第14条 体育施設に関する事務は、学び・学生支援機構事務部学生支援課において処理する。

附 則

この要項は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成22年10月1日から施行する。

附 則

この要項は、令和元年5月1日から施行する。

附 則

この要項は、令和3年3月25日から施行する。

附 則

この要項は、令和4年10月1日から施行する。